

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第123号

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則

京都市病院事業財務規則の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「または」を「又は」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第19条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項本文中「記帳しなければ」を「記録しなければ」に改め、同項ただし書中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第22条中「，概算払及び前金払」を「及び概算払」に改める。

第31条中「または」を「又は」に、「記帳しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第32条第1項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項中「記帳しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第3項本文中「記帳しなければ」を「記録しなければ」に改め、同項ただし書中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第33条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第8号中「，水道料金」を「及び水道料金」に改め、同条第9号中「または」を「又は」に改め、同条に次の3号を加える。

(10) 自動車損害賠償責任保険料

(11) 自動車重量税

(12) 消費税（消費税法第48条の規定により納付するものに限る。）及び地方消費税（地方税法第72条の87の規定により納付するものに限る。）

第37条第1項に次の1号を加える。

(8) 有料道路の料金

第38条中「保険料」を「次に掲げる経費」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 保険料

(2) 前金による支払を必要とする講座の受講並びに会議及び研修の参加に係る経費

第44条第1項中「行なった」を「行った」に、「執行済」を「執行済み」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に改め、同条第3項中「記帳しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第52条中「記載する」を「記録する」に改める。

第53条前段中「上」を「うえ」に改め、同条後段中「記帳しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第54条第1項各号列記以外の部分中「または」を「又は」に改め、「ただし、」の右に「当該不用品が」を、「各号」の右に「のいずれか」を加え、「ものがある」を削り、「焼却」を「焼却し、」に改め、同項各号中「もの」を「とき。」に改め、同条第2項中「記帳しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第80条中「並びに」の右に「行政財産、」を加え、「または」を「又は」に改める。

第83条中第1号から第7号までを削り、第8号を第1号とし、第9号を第2号とし、第10号から第16号までを削り、第17号を第3号とし、第18号から第22号までを14号ずつ繰り上げ、第23号を削り、第24号を第9号とし、第25号から第28号までを15号ずつ繰り上げ、第29号を削り、第30号を第14号とし、第31号から第38号までを16号ずつ繰り上げ、第39号から第41号までを削り、第42号を第23号とし、第43号を第24号とし、第44号を第25号とし、第45号を削り、第46号を第26号とする。

別表第1(1)京都市立病院の項中「使用料及び手数料の収納その他の」を「京都市病院

事業条例の規定による使用料（駐車場の使用料を除く。）及び手数料に関する」に改め、同表(2)京都市立病院の項中「属する物品」を「属するもの」に、「給食材料の出納その他の会計事務」を「給食材料の出納」に、「薬品の出納その他の会計事務」を「薬品の出納」に改める。

第4号様式から第10号様式までを次のように改める。

第4号様式から第10号様式まで 削除

第13号様式から第19号様式までを次のように改める。

第13号様式から第19号様式まで 削除

第32号様式を次のように改める。

第32号様式 削除

第42号様式から第44号様式までを次のように改める。

第42号様式から第44号様式まで 削除

第48号様式を次のように改める。

第48号様式 削除

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(京都市立病院管理課)